

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	山形県県民の森	指定管理者	公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
所在地	東村山郡山辺町大字畑谷1933-42	県担当課 (電話番号)	村山総合支庁産業経済部森林整備課 (023-621-8284)
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日		
検証期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況		
① 管理・運營業務の履行状況	(1) 施設管理 - 仕様書並びに事業計画に基づき、水道、電気施設等の法定点検や汚泥処理施設の保守管理を適切に実施した。 (2) 植物管理 - 仕様書並びに事業計画に基づき、維持管理を適切に実施した。 (3) 利用者活動支援 - 仕様書並びに事業計画に基づき、利用者活動支援を適切に実施した。 - 森の案内人養成講座を実施し、4名が受講し、内3名が森の案内人の登録を行った。 - イベント時には森の案内人からのご協力を頂き、様々な催しを実施した。 (年間延べ活動人数R4:706人→R5:666人→R6:631人) - クマの目撃情報や酷暑の影響により来場者数は減少した。 特に今年度は猛暑により7～8月は来場者の少ない時期となった。 そのため、イベント時は熱中症の対策について周知した。 (R4:68,417人→R5:63,946人→R6:53,263人)	評価 A 《評価の理由》 - 施設の維持管理、植物管理共に、仕様書及び年度計画書に従い適切に実施されている。 - 施設の利用状況について、クマの目撃情報による一部利用制限や、夏の猛暑による熱中症リスクに対応するため、利用者の安全を第一とした迅速かつ適切な対応を行っている。 - 上記により、来園者数は伸び悩んだが、森の案内人の協力のもと季節に応じた様々なイベントを複数企画する等、来園者の増に務めた。 - 森の案内人への新規登録者を着実に増加させており、活動への協力体制強化が図られた。 - 冬期の豪雪により、施設の安全確認のため巡回を早くから始めるとともに、適切な時期に雪下ろしを実施する等の対策を講じた。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	- 施設が老朽化しているため、自然災害等による施設の損傷の危険性があり、利用者の利便性及び安全の確保に支障が出る恐れがある。 特に水道施設や木造施設の老朽化が著しく、漏水、倒壊等の事故発生の危険性が非常に高くなっている。 上記への対応策： ① 日常の巡回点検及び年次の水道施設の法定点検を実施するとともに、巡回による損傷箇所等の早期発見に努め、利用者の安全性、利便性の確保を図っている。 ② 著しい老朽箇所や損傷等が見られた際は、県へ報告し対象施設の対応について協議を行っている。 - クマの目撃情報やイノシシ等による被害箇所が近年多くなっており、出没した形跡が無いかに注意しながら巡回を行っている。 上記への対応策： ① クマ出没に関する警戒期間中は、爆竹を鳴らし巡回を行った。 - その他 ① 県が推進するやまがた木育に連動した森の工房む・う・ぶ活用のため指導員の配置や施設の老朽に伴う修繕や撤去、安全点検等を行っているが、人件費を中心に支出過多となり、運営を圧迫している。 ② 森林散策時の事故を受けて、斜面へのロープの増設や階段の設置、砂利の敷設等の対策を実施した。また、ケガにあわれた方の事故後の傷害保険の手続きなどのアフターフォローを行った。	《課題等の原因分析》 - 施設整備後40年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。 - イノシシによる芝生の掘り起しが激増するなど、野生動物による施設や管理体制への影響が顕在化している。 - 施設管理や県民の利便性向上のための新たなプログラムが運営経費(人件費)増となり課題となっている。 - 森林散策時における事故については、負傷者への丁寧かつ適切な対応を行った。歩道やロープ等の整備不良が事故の原因ではないが、危険予知や点検等を行い適切な維持管理が必要である。
課題、問題点への今後の対応		

2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・利用者に対してアンケート調査を実施してニーズの把握に努め、調査結果を基に施設の更新や整備に係る県の予算要求のために情報提供を行った。また、アスレチックやトイレ、案内板の修繕に関する要望があり、県民の森運営協議会の中でも報告した。	評 価	≪評価の理由≫ ・利用者の意向を分析・検証し、利用者ニーズに沿った企画立案等に取り組んでいる。
		B	
意見・要望等への今後の対応	・指定管理者等と連携し、施設の再点検を行い、今後の利用の在り方を検討しながら、施設の修繕等を計画的に進めていく。 ・木育拠点施設としての機能充実により、施設の利用拡大に繋げていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・夏休み期間である7/20～8/20は、休館日を設けず利用者の利便性の向上に取り組んだ。 ・ホームページのほか、フェイスブックや子育て情報サイトを活用した情報発信を行い、県民にわかりやすく情報提供するよう努めた。 ・県民の森のたよりを春・夏に作成し、小学校や関係団体に配布した。また、大学、学童、県内の観光公共施設、県内の新聞社に配布するなど、来園者の確保に努めた。	評 価	≪評価の理由≫ ・夏休み期間は休館日を設けず、利用者の利便性向上に努めている。 ・ホームページのほか、フェイスブックや子育て情報サイトを活用し、広く県民等に施設の魅力を視覚的に伝えるよう工夫されていた。
		A	
② 経費の節減	・施設内での節電と節水、燃油の節制を行い消費エネルギーの削減に努めた。 ・経費節減のため、広報物については一部持ち込みを行った。 ・利用者に対して、ゴミの持ち帰りをお願いし、処分料の縮減に努めた。 ・事務作業の効率化を図り、コピー用紙等の縮減に努めた。	評 価	≪評価の理由≫ ・こまめな節電や節水など経費を抑制する取り組みを行っている。
		B	
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・地元から作業員を採用するとともに、草刈・清掃等の一部の業務についても地元業務委託を行い雇用の創出に取り組んだ。 ・行事の講師を地元から招いて実施した。(苔玉作り)	評 価	≪評価の理由≫ ・地元業者を積極的に活用し、地域活性化に貢献するとともに、職員の地元採用にも務めており、雇用面でも地域に貢献している。
		B	
総合的な評価	・包括協定書・年度協定書、仕様書に基づき、施設の適切な管理運営を行っている。 ・利用者からの意見を集約し、次年度以降の計画に反映させるなど、サービス向上や自主事業の実施に積極的に取り組んでいる。 ・地域との連携を図り、地域の活性化に大いに貢献している。		

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B：概ね適正に実施されている。
 C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。